

紀の川市結婚新生活支援事業補助金 提出書類チェックシート

【提出物】

- ☐ (1) 交付申請書（様式第1号）
- ☐ (2) 納税状況調査同意書（様式第2号）
- ☐ (3) 婚姻受理証明書、または戸籍謄本
- ☐ (4) 世帯全員の住民票の写し（続柄が分かるもの）、または戸籍の附票
- ☐ (5) 所得証明書（夫婦それぞれ前年1月から12月のもの）
※夫婦の合計所得が500万円未満であることが必要。
※本年1月1日時点で住民票があった市区町村の税務課で取得。
- ☐ (6) 給与明細（夫婦それぞれ直近の月のもの）
- ☐ (7) アンケート

住居費の補助を受けたい場合

- ☐ 賃貸借契約書の写し（物件明細、契約金額、契約者情報が分かるもの）
- ☐ 住居費の領収書の写し（家主または業者発行で支払日が分かるもの）
※領収書の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の項目のみ補助の対象。
※同居日（夫婦の住所が一緒になる日）以前に貸借した場合、同居証明書等が必要となります。

リフォーム費用の補助を受けたい場合

- ☐ 工事明細、契約内容が分かるもの（契約書等）
- ☐ 施工経緯が分かるもの（工事前・工事後の写真等）
- ☐ リフォーム工事の領収書等の写し（業者発行で支払日が分かるもの）
※DIYや建物外部のリフォーム工事については補助対象外。
※リフォーム工事の内容については確認が必要です。

引越費用の補助を受けたい場合

- ☐ 引越費用の領収書の写し（業者発行で支払日の分かるもの）

夫婦の所得合計が500万円を超え、奨学金を返還している場合

- ☐ 奨学金の年間返済額が確認できる書類
※奨学金を返還している場合、夫婦の合計所得から年間の返還額を差し引くことができます。

【注意事項】

補助の対象経費について

- ☐ 婚姻日から起算して1年前の日から申請日までに支出した経費

交付申請受付期限について

- ☐ 令和8年3月31日まで
※令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻された方を対象。
※令和8年度以降の本事業については未定です。